

東京都紛争予防条例に基づく計画説明会における質疑一覧

開催日:令和 7 年 4 月 4 日(金)

令和 7 年 4 月 5 日(土)

区分	質疑	回答
1.配置計画		
1-1	区画道路 1 号や、歩行者専用通路 1 号での自転車の通行について	区画道路 1 号では、自転車は車道を通行します。歩行者専用通路 1 号は歩行者専用となり、自転車は通行できません。
1-2	区画道路 1 号の北側敷地(JR 敷地)における、今後の整備計画について	現段階で、区が把握している整備計画はありません。
1-3	区画道路 1 号の新庁舎供用開始時点における完成範囲について	新庁舎北側の駐車場出口部分まで完成します。現庁舎解体後に、補助 163 号線までの道路を整備します。
1-4	区画道路 2 号の東端に整備されるバスターミナルの概要について	バスとタクシーの乗降場所を計画しています。
1-5	バスターミナルを使用する路線について	民間バス事業者と協議を重ねている段階で、路線は未定です。
1-6	歩行者専用通路 1 号の夜間照度について	必要な照度を確保する計画としています。
1-7	歩行者専用通路 1 号の雨天時の通行について	屋根を設置する計画としています。
1-8	新庁舎供用開始時点における、歩行者専用通路 1 号西側の接続について	広場 3 号以西は、現庁舎跡地の整備により建設しますので、跡地整備が完了するまでは行き止まりになります。
1-9	自動車を使用する際の動線について	現庁舎跡地の整備が完了するまでは、補助 26 号線から区画道路 1 号を通り、駐車場入口にアプローチします。

区分		質疑	回答
	1-10	新庁舎工事とJR街区の工事が同時に行われることによる、交通影響について	新庁舎の工事請負者決定後、JR側工事と具体的な調整を行い、工事を進める予定です。
	1-11	1 階北西に設置する「憩いの場」の夜間等の運用について	運用については、検討を行っているところです。
	1-12	北側に設置されるエレベーターの接続先について	2 階レベルで、区画道路 1 号の歩道に接続します。
	1-13	免震構造による、地震時の影響について	エキスパンションジョイントを設け、地震時に建物への破損が生じない設計としています。
2.庁舎機能			
	2-1	喫煙スペースの設置について	受動喫煙対策を施した上で、屋外への設置を検討しているところです。
	2-2	議会フロアのセキュリティ計画について	区議会事務局で、受付対応等を行う計画としています。
	2-3	防災情報発信スペースについて	区民への防災啓発にかかる情報発信を予定しており、検討を行っているところです。
	2-4	食堂の整備について	3 階にカフェを設置します。
	2-5	現庁舎にある国や都の施設について	現庁舎と同様に法務局出張所・都税事務所・建設事務所が新庁舎へ入居します。
	2-6	しながわ観光協会 総合観光案内所の移転について	移転の予定はありません。
3.環境計画			
	3-1	電波障害対策について	ケーブルテレビへの切り替え等、必要な対策を事前に行います。
	3-2	携帯電話等への電波障害について	携帯電話等把握しにくい部分もありますが、影響はないと見込んでいます。
	3-3	建設後の風環境について	風環境について検証を行い、一般的な住宅市街地程度の状況になると見込んでいます。

区分	質疑	回答
3-4	壁面太陽光パネルの光害について	設計段階でシミュレーションし、光害による影響はないと見込んでいます。
4.意匠・構造・設備計画		
4-1	支持地盤の深さについて	およそ 25 メートルです。
4-2	免震構造を採用している理由について	災害時の業務継続性を目的に、官庁施設に求められる耐震性能Ⅰ類を実現するためです。
4-3	吹き抜けの設置理由について	自然光の導入や自然換気の促進のためです。
4-4	吹き抜けへの雨水侵入について	吹き抜け頂部のガラスサッシは開閉式になっており、雨天時は閉鎖します。
4-5	煙突の設置目的について	停電時に使用する自家発電設備の煙突です。
4-6	過去に実施した説明会で出された意見の反映について	環境へのさらなる配慮や、品川区らしさの表現、緑化の推進といった意見は、外観等に反映しました。保健センター以外で、現庁舎には無い機能の導入を求める意見もありましたが、床面積の関係から反映が困難でした。
4-7	木材の劣化対策について	薬剤を含浸させた耐候性の高い木材を使用する計画です。
5.DX		
5-1	窓口の検討状況について	ペーパーレス化を含め、窓口計画の検討を行っているところです。
5-2	サイン計画について	新庁舎ではデジタルサイネージを活用する等、分かりやすく更新性の高いサイン計画を検討しているところです。
6.建設工事費		
6-1	建設工事費の今後の上昇予測について	発注時までの物価上昇等を見込む等の対策をしています。

区分	質疑	回答
6-2	財源について	建設工事費の財源は、基金と起債としています。
6-3	建設工事費の見直し内容について	職員専用エリアの内装の見直しや、設備機器類の合理化等を図りました。
6-4	増額要因について	主には、建設業界における労務単価の上昇や、資材の高騰等の影響によるものです。
6-5	区分所有者の費用負担について	各区分所有者が面積按分等により、必要となる費用を負担することとしています。
7.周辺街区・現庁舎跡地等		
7-1	東急大井町線高架下店舗の予定について	区では活用予定は把握しておりませんが、賑わいや回遊性を生み出すため、連携していくことを考えています。
7-2	広町地区の整備に伴う、補助 26 号線の拡幅について	補助 26 号線は、拡幅等の予定はありません。
7-3	現庁舎跡地の活用について	具体的な活用方法については、これまでの検討経過を踏まえながら、今後段階的に検討し、進捗に応じて情報を発信していきます。
7-4	現庁舎建物の活用について	本庁舎、第三庁舎および議会棟は解体します。第二庁舎の取り扱いは検討しているところです。
7-5	広町二丁目土地区画整理事業における、区の面積が減った理由および事業費115億円と保留地の評価額について	基盤整備等に伴う減歩により面積が減少しています。事業費が保留地の評価額となります。
7-6	広町二丁目土地区画整理事業における評価員(土地区画整理法第65条)について	広町地区の土地区画整理事業は個人施行であるため、土地区画整理法第 65 条の規定は適用されません。
7-7	現庁舎跡地の区民ニーズについて	過去の検討において、賑わいの場や憩いの空間、子育てや福祉施設、区の魅力を発信する場等、多様な区民ニーズを把握しています。